

第 5956 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 5月16日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続と養子

Q：相続税を計算する場合に、相続人に養子が何人もいと制限がされるとか。どういふことですか？

A：被相続人に子がいる場合は1人まで、子がいない場合は2人までしか法定相続人の数に含めることができません。

【解説】

相続税を計算する場合、相続税の基礎控除額や生命保険金の非課税限度額、死亡退職金の非課税限度額、相続税の総額は、法定相続人の数を基に行います。そんなことから、養子を増やして税額を抑えようとする対策が広く行われたため、今では、法定相続人の数に含める養子の数が、被相続人に実の子供がいる場合は1人まで、被相続人に実の子供がいない場合は2人までに制限されています。

なお、養子であっても、次の人は実子として取り扱われますので、すべて法定相続数の数に含められます。

- ①被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人
- ②被相続人の配偶者の実の子供で被相続人の養子となっている人
- ③被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組によりその配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人
- ④被相続人の実の子供、養子又は直系卑属が既に死亡しているか、相続権を失ったため、その子供などに代わって相続人となった直系卑属

